

令和6年能登半島地震復旧支援融資のご案内

教育環境整備費（災害復旧経営資金）

1. 融資対象

●対象となる法人

- 学校法人
- 準学校法人

※ただし、事業団借入金の償還金（利息、延滞金を含む）を滞納している法人、紛争、法令違反などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

●対象となる学校

能登半島地震により被災した次の学校

- 私立学校（大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、義務教育学校、小学校、特別支援学校、幼稚園、認定こども園）
- 学校法人または準学校法人が設置する専修学校（職業に必要な技術の教授を目的とするものに限る。）

●対象となる事業

災害により被災した学校法人で、被災の程度の著しい学校法人等の円滑かつ迅速な復旧のため、緊急に必要な資金

（市区町村長又は消防署長の「罹災証明書」または「被災証明書」（ともにコピー可）が必要です）

※「被災の程度が著しい」とは、建物等の被災の内容が原則として「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」に該当する場合とします。なお、写真等により被害状況を確認させていただきます。

2. 融資条件

区 分	内 容
融 資 金 利	1～5年目：無利息 6年目以降：0.2% （令和6年3月現在。金利は毎月変わりますので、最新の金利は事業団ホームページにてご確認ください）
償 還 方 法	7年（うち据置3年以内）以内の元金均等返済
融 資 額	原則として、次の①～③の中で最も低い額が融資額となります。 ①事業査定額：対象支出（※）の80%以内 ※資金収支計算書における施設関係支出以外の支出の計とします。 ②資産査定額：純資産（貸借対照表の総資産－総負債）の30% ③担保査定額：担保物件評価額の80%以内
担 保	土地及び建物 （事業団を第一順位とする抵当権の設定が必要です）
連 帯 保 証 人	不要